

政令第 号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

理由

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める必要があるからである。